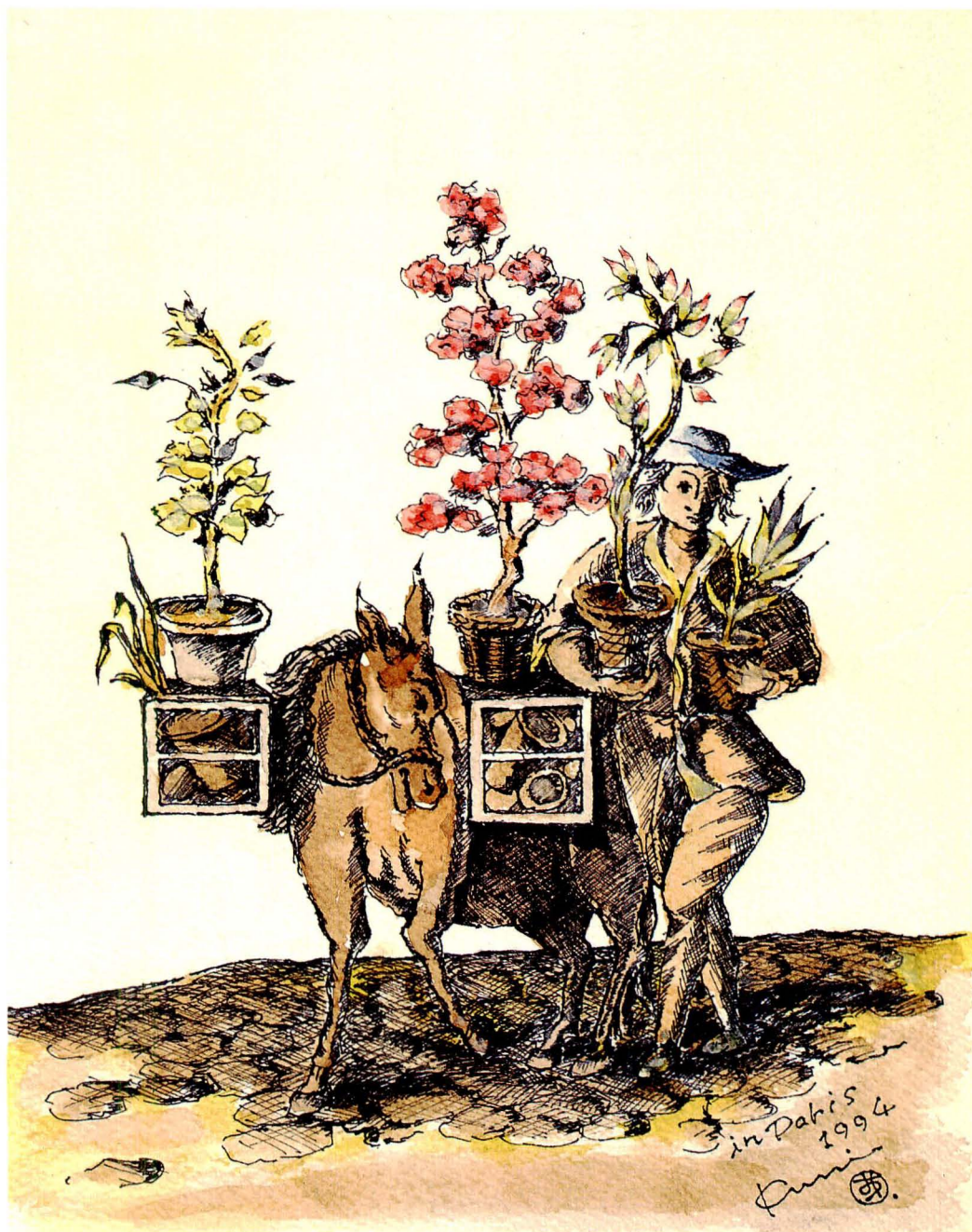


# 社団法人 町田法人会報



表紙・18世紀ごろパリの花屋さん 三橋 國民 氏 画

平成6年.4月.No. **47**

# 平成5年度 会員増強運動

## 増加率では東法連47法人会中5番目

組織委員長 木 口 正

10月1日、(社)町田法人会の会員増強運動決起大会が、ラポール千寿閣で、多数の関係者が集まり、盛大に開かれました。恒例ではありますが、この日より平成5年度の会員増強運動が始まり、10月11月の2ヶ月間、町田市内19地区会で、それぞれの目標に向かって、多数の役員の方々の御協力賜わり誠に、有り難うございました。今回は例年にない経済的には非常に暗いムードの中での各位の御協力であったと思われ、会員増強に携わる役員の方々にとって、ご自分の会社の仕事の合間を縫うと言うか、むしろお仕事の段取りを差し繰ってまで、当法人会の為に尽してもらっているであろうと思います。当然本会員増強運動は、東法連傘下の47法人会で時を同じくして行なわれる一大行事でもあります。

東法連から各法人会の活動結果が平成6年2月15日に発表されております。参考までに当町田法人会が今回の運動期間で47法人会の中でどうであったかを、報告申し上げます。

- ①増加会員数では9番目
- ②増加率では5番目
- ③加入率でも5番目

となっております。

東京都47法人会の傾向として、経済的には非常に先行き暗いムードの中で、各法人会会員各位の懸命な努力にもかかわらず、新設法人の減少などで、入会会員企業数が減少し、他方で会員企業の脱会数の増加があり、組織の現状は極めて厳しい状況が報告されております。そんな中で、当法人会でも決して油断できる状況にはない様です。

組織にとって会員数の維持拡大は重要な課題でありますので、当町田法人会では、平成6年度は、更なる、19地区会の組織の充実及び拡大活動を、各役員の方々に賜わる事を、お願い申し上げます、会員増強運動の結果報告とさせていただきます。

### 目

会員増強結果報告	2
'94新春の集い実施報告	3
確定申告の初日提出	6
地区会活動報告	7
新企画！ 我が地区会の	9
ユニークな会員企業を紹介	

### 次

法人税問題シリーズ	10
部会だより	13
委員会よりお知らせ	15
平成6年度固定資産税評価替え	20
短歌・俳句欄	22
事務局だより	23

# 盛況でした'94新春の集い

社団法人町田法人会の'94新春の集いが、2月7日、ホテル ザ・エルシィ町田において、大勢の会員を集めて開催され、会場は、2百数十名の会員で満員の盛況となった。第1部は、久保田総務副委員長の司会で、先ず萩生田副会長が開会のことば。石井会長と松田税務署長の挨拶のあと、時局講演会では、塩谷研修副委員長の紹介で、NHK解説委員浜野崇好氏が登壇、演題は、「景気の判断と不況脱出の条件」(要旨別掲)。謝辞は岩波副会長。

第2部は、村松総務副委員長の司会で、会長、寺田市長、小風都税事務所長の挨拶を頂き、長谷川副署長の音頭で乾杯。

にぎやかに和やかに歓談のときを過ごして、鈴木顧問の中メ、小川副会長の閉会のことばで、めでたくお開きとなった。



心を引き締めて、組織の充実のために、一層の努力を……

石井会長挨拶

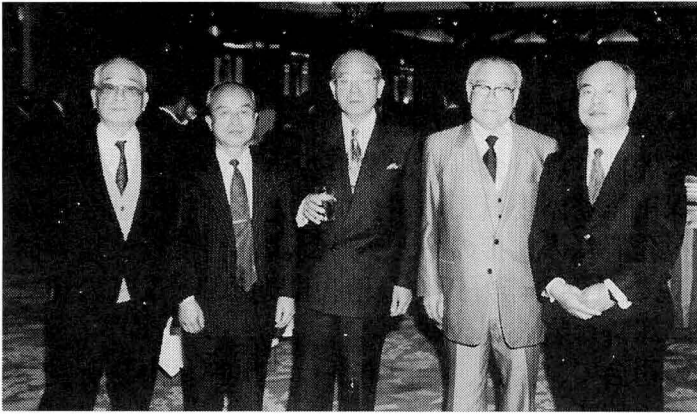


明るい年になることを心からねがって……

松田税務署長ご挨拶



会場を埋めつくした法人会の皆さんも真剣な面持ちで——第1部講演会場



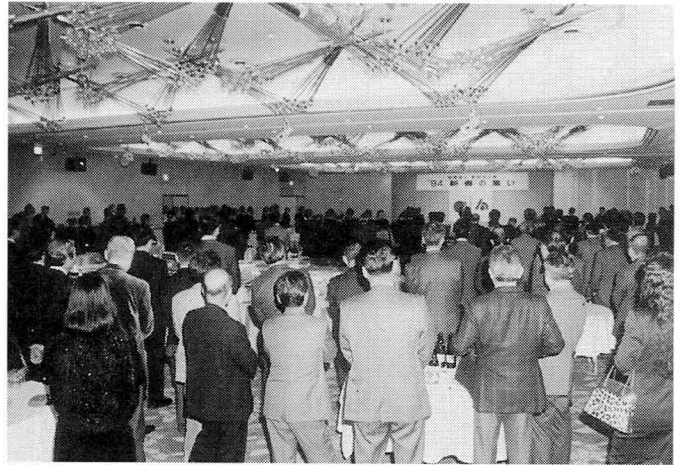
一堂に会す。左から鈴木顧問、松田税務署長、寺田市長、石井会長、小風都税事務所長の皆さん



皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈って乾杯 ——長谷川副署長



会場受付風景。大勢の人がつめかける。



晴れやかに集う会員。大盛況の第2部懇親会場



景気の上昇をねがって、  
法人会の発展をねがって

ことしも笑顔と笑顔で  
お互いの健康を祝して



# 講演「景気の判断と不況脱出の条件」

## — 雪の下に景気回復の芽が…… —

NHK解説委員 浜野 崇好氏

今、景気は雪におおわれた街のように冷えきっています。しかし、その雪の下で芽が出かかっているのではないか。その芽がうまく育つかどうかというのが、今の時期だと思います。例えば、デパートの売上げが、ごく一部ではあるが、少し明るさをとり戻している。自動車も、小型乗用車の落ち込み方が小さくなっている。



去年の今頃も、そんな感じでした。

ところが、円高になったり、異常気象で米が不作になったりで、景気回復を抑えてしまった。しかし今年は、雪をはねのけていけば、回復の芽が育つ可能性があると思います。

いままでの景気の要因を分析して、その要因ごとにお話ししてみましょう。

### ① 景気の循環という要素

景気には、山があり谷がある。好況の頂上は91年4月だった。ここから落ちてきた。止まると見せかけて、そのまま来ている。しかし、何時までも落ちては行かない。売れなければ在庫が増えるから、生産をひかえる。そして在庫が減ったら、生産が始まる。循環ということから言えば、不況のトンネルの出口は、そこにあると考えていいだろう。

### ② 円高などの一時的要因

いま、円高が進む状況ではなくなっている。アメリカと日本の金利を比べると、アメリカの方が金利が高いから、それだけ見るとドルが強い。貿易黒字と言っているが、これは輸出超過というだけで、儲かっているかどうか。黒字は減り加減です。

### ③ バブル崩壊の影響

バブルが崩壊して、株式は3年連続の目減

り、土地は2年連続目減りしている。銀行の不良債権は14兆円に及んでいる。それらが景気を冷やす影響は大きい。

### ④ 経済の構造的変化

情報には色々ある。音声、データ、画像。これらを全てデジタルにすることができる。それを光に変えて、ファイバーケーブルで送る。毛髪1本くらいのファイバーで、電話1万6000回線くらいの量の情報が送れる。

アメリカでは、情報スーパーハイウェイをつくると言っている。光ファイバーの網を張りめぐらすのです。アメリカは将来の時代に備えています。

話は変わるが、アジアの経済力が物凄い勢で伸びている。特に13億の人が居る中国の脅威は21世紀にかけて大きくなる。

構造変化が激しい時に、日本人が「縮み」志向でじっとしていることはない。日本の不況は、長い歴史の中で見れば、ほんの一点の状況で、それを大きく考えすぎると、世の中を見誤ります。もっと長い目で、もっと挑戦的に生きていかなければなりません。

(講演要旨・文責事務局)

# 今年の確定申告 法人会員は初日に申告 婦人部の甘酒サービス也大賑わいでした



赤川次郎さんも初日に確定申告。署長さんが受付を。

「甘酒コーナー」婦人部会大活躍

2月16日は確定申告の初日。この日、多くの法人会会員が、税務署を訪れて申告を済ませた。

署の庭の臨時申告会場と並んだ法人会婦人部会「特設甘酒コーナー」は、つめかけたお客さんで大忙し。

また、その傍らでは、研修委員会企画の

「確申初日3分間クイズ」に挑戦して、考え込んだり話し合ったりの、思わぬレクリエーション風景が見られた。

昼過ぎには、日本一の売れっ子作家赤川次郎氏が、申告に見えて、大勢の納税者に囲まれては、記念撮影の求めに、気さくに応じていた。



「日本一」赤川次郎氏を囲んで記念撮影  
法人会員勢揃い

おもて赤川次郎さん甘酒コーナーをバックに婦人部会の皆さんと



# バス研修旅行で日本平へ

金森・高ヶ坂地区会地区会長 八 木 要

かねてからの懸案でありました、バスに依る地区研修会を、林地区研修委員長の元に去る2月21日実行する事が出来ました。実行するまでは、果してバス1台分の参加者が、集って貰えるだろうか、心配しておりましたが各役員方へ参加者の、人数配分を致しました所、役員の方の協力により、案ずるより、産むが易し、で41名の希望者を募る事が出来ました。



実行日は2月21日、日本平、久能山散策と石垣いちご狩り、と云うタイトルで実行致しました。当日の天気予報は、大雨で風が強く、台風のようなと言う、予報が出ており、悪い日時を設定したものだと言内心気がとがめました。朝は長靴と合羽でも着こんで行くかと言う天気でした。バスに乗り込み、憂うつな顔々でしたが、日本坂トンネルをくぐり抜けた途端に、空が明るくなり、雨も小止みとなり、焼津の魚センターの昼食の時には傘が必要なくなり気持ちが晴れて、おいしく食事を取る事が出来ました。

楽しかったバス研修旅行。金森・高ヶ坂地区会の皆さん



みんなニコニコ、おいしいイチゴを頬張って

又車中では、根本指導官に依る税金クイズ、用紙が参加者の手に配られ、車中で頭の体操をしながら解答した。法人会活動にふさわしい、クイズ内容であった。高得点の方は、それぞれ景品をいただき、参加者の笑顔を誘った。又林研修委員長が面白クイズを出し、3億円は何グラムか？現総理の名前を書きなさい、凹凸は何画かとか、他に色々なクイズを出し、車中を賑わして、あっと言う間に、久能山のケーブルの上の人となっていた。

雨上がりの汗ばむような青空の中で、“石垣イチゴ”の白いビニールハウスの中へ、思い思いに散っていった。ハウスから出て来た顔は、それぞれ満足そうに、にこやかな顔であった。初めてのバス研修会であったが、口々に喜んでいただき、参加者は婦人が、ほとんどであったが、法人会活動による地域の人々との密着が得られた事は、大変有意義であった。予算があれば今後も実行して行きたい。最後に署の根本指導官にお世話になりましたので誌面をかりて、御礼申し上げます。

## 地区会活動報告



### 原町田第1・第2地区会

日 時 3月8日  
場 所 八千代銀行 町田支店  
テーマ ビデオ研修・知って得する税知識  
講 師 根本上席指導官  
参 加 22名



### 森野・中町・旭町地区会

日 時 3月8日  
場 所 城南信用金庫 原町田支店  
テーマ 平成6年度改正税法のあらまし  
講 師 根本上席指導官  
参 加 38名

## 第14回通常総会のご案内

日 時 平成6年5月27日(金) 午後3時  
場 所 ラポール千寿閣 (相模原市上鶴間2800 TEL 42-1165)

~~~~~  
第 一 部 税制セミナー 午後3時より

「平成6年度改正税法のすべて」

講師 町田税務署 法人課税部門担当官

第 二 部 通 常 総 会 午後4時より

議 案 第1号議案 平成5年度事業報告承認の件  
第2号議案 平成5年度収支決算報告並びに監査報告承認の件  
第3号議案 平成6年度事業計画(案)承認の件  
第4号議案 平成6年度収支予算(案)承認の件

第 三 部 懇 親 会 午後5時より

・会 費 3,000円(当日頂きます)



# 我が地区会のユニークな会員企業をご紹介します

忠生西地区会 広報委員 高木 登雄

(有)エイコンパラシュートシステム・エンジェルスカイダイビングクラブを紹介いたします。

昭和55年、スカイダイビング用パラシュートおよび、各種スカイスポーツ用品の専門メーカーとして発足、主にスポーツ用であるが、自衛隊特種部隊用パラシュートなどの納入も行っています。



澄みきった青空にダイビング。爽快！

スカイダイビング歴20年、日本選手権大会優勝、世界選手権大会出場3回等の経歴を持つスタッフにより昭和55年11月に会社を設立し、当初はハングライダー、パラグライダーとスポーツ用各種パラシュートの専門製造メーカーと業務を続け、現在は習志野空挺団特種部隊用パラシュートの納入も行っています。現在はパラシュートにエンジンを組み合わせた新しいスポーツとしてのパラマシーンにも意欲を見せ研究開発中である。



鳥のように空を飛びたいと思う人の夢をかなえてくれる、スカイダイビング、スカイダイビングスクール部門とエンジェルスカイダイビングクラブがあり、2日間体験コース、タンDEMジャンプコースなど初心者でも手軽に始められるコースもあるそうですから、我と思わん方は一度チャレンジして下さい。

ちょっと始めにくいと思っけていても、飛行機から飛び出し大空遊泳、そしてパンとパラシュートが開くこと、その満足度は30倍といえるでしょうと、吉村恒明社長は、語っていただきました。

## 会社概要

有限会社 エイパラシュートシステム

本社 東京都町田市図師町3337

電話 0427 (93) 4201

FAX 0427 (94) 0955

代表取締役 吉村恒明

※入会申込は、(93) 4201に問い合せて下さい。

# 法人税問答シリーズ

## 役員って、なあ～に？ 法人税法上の役員は 商法等の役員より広い



社長 先生、役員賞与は損金にならないと聞いたのですが、うちみたいな同族会社の場合もそうなんですか。

税理士 そのとおりです。

社長 先生、長男の一郎はうちの会社で総務部長として働いているんですが、支給する賞与は損金にならないんですか。

税理士 一郎君は役員として登記はしているのですか。

社長 役員の登記はしていないのですが。ただ、私も75歳で3年前から入院しており、重要事項の決定は殆ど一郎に任せているんですよ。

税理士 そうですか。法人税法上では、同族会社の使用人のうち持株割合が5%を超える者は、経営に従事していると「みなし役員」といって、役員の範囲に含まれるのです。一郎君は、株を10%持っているおり、経営にも従事していると認められるので「みなし役員」に該当し、支給する賞与は損金不算入となりますね。

### 解説

法人税法上の役員は、商法等の役員の範囲より広く、たとえ商法等の役員でなくとも、その法人における地位、その行う職務内容等からみて、実質的な経営者と認められる者は、法人税法上役員として取り扱われます。

法人税法上の役員とは、次に掲げる者をいいます。

- 取締役、監査役、理事、監事、清算人
- 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限られます）以外の者で、その法人の経営に従事している者
- 同族会社の使用人のうち、一定の要件に該当する者で、その会社の経営に従事している者（注1）一定の要件に該当するとは、次に掲げる要件のすべてを満たしている者をいいます。
  - その会社が、同族会社であることについての判定の基礎となった株主グループに属していること。
  - その所属する株主グループの持株割合が10%を超えていること。
  - その使用人とその配偶者（これらの者の持株割合が50%以上である会社を含みます）の持株割合が5%を超えていること。

（注2） 経営に従事しているとは、その者が事業計画、人事その他主要な業務執行の意思決定を要する重要事項について、自ら決定を下し、又はその決定に参画等をしてい

る場合をいいます。

このように、法人税上の役員が商法等の役員より広い理由は、法人税法上、役員は、賞与の損金不算入、過大報酬及び過大退職金の損金不算入等の規定の適用があり、仮に、役員を商法等の役員に限ると、実質的に役員でありながら、形式的には役員でない者に前述の規定が適用できなくなり、公平の原則に反することになるからである。

商法等の役員でなくとも、法人税法上の役員と認定される場合とは、料亭を経営している会社があり、社長が夫で、妻は役員ではないが、終始帳場に座って、客のあしらいから、料理の内容、出入業者や銀行との交渉等、会社の経営方針の大部分を自ら決定するなど、すべてについて采配を振るっているとするれば、その妻は「経営に従事している」と判断され、一定の要件（前述（注1）参照）に該当する場合は、法人税法上は役員に該当することになります。

## 平成6年度税制改正要綱（抜粋）

当面の経済状況等を踏まえた政策的要請に応えるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

なお、税制改革については、引き続き検討を進め、年内にその実現を図るものとする。

### 一 平成6年分の所得税の特別減税の実施

1年限りの措置として、平成6年分の所得税について、定率による特別減税を、次により実施する。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、平成6年分の所得税額の20%相当額とする。

ただし、20%相当額が200万円を超える場合は、200万円を限度とする。

3 特別減税の実施方法は、次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

① 平成6年1月から6月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の20%相当額を原則として同年6月に還付する。

ただし、当該源泉徴収税額の20%相当額が100万円を超える場合は100万円を限度とする。

② 平成6年分の年末調整の際に、年税額の20%相当額から上記①の還付金額を控除した残額を控除する。

(2) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

(3) 事業所得者等に係る特別減税

① 平成6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

② 平成6年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

## 二 相続税の負担軽減

- 1 相続税の税率の適用区分の拡大等  
相続税の税率を次のように改める。

| 現 行            |     | 改 正 案          |     |
|----------------|-----|----------------|-----|
|                | 税率  |                | 税率  |
| 700万円以下<br>の金額 | 10% | 800万円以下<br>の金額 | 10% |
| 1,400万円々       | 15% | 1,400万円々       | 15% |
| 2,500万円々       | 20% | 3,000万円々       | 20% |
| 4,000万円々       | 25% | 5,000万円々       | 25% |
| 6,500万円々       | 30% | 1億円々           | 30% |
| 1億円々           | 35% |                |     |
| 1.5億円々         | 40% | 2億円々           | 40% |
| 2億円々           | 45% |                |     |
| 2.7億円々         | 50% |                |     |
| 3.5億円々         | 55% | 4億円々           | 50% |
| 4.5億円々         | 60% |                |     |
| 10億円々          | 65% | 20億円々          | 60% |
| 10億円超          | 70% |                |     |
|                |     | 20億円超          | 70% |

- 2 相続税の課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を次のとおり引き上げる。

| 区 分              | 現 行                         | 改 正 案                             |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 定 額 控 除          | 4,800万円                     | 5,000万円                           |
| 法定相続人<br>比 例 控 除 | 950万円に法<br>定相続人の数<br>を乗じた金額 | 1,000万円に<br>法定相続人の<br>数を乗じた金<br>額 |

- 3 配偶者の相続税負担の軽減措置の拡充等  
配偶者の負担軽減措置の最低保証額を次の  
とおり引き上げる。

(現 行)                      (改正案)  
8,000万円                      1億6,000万円

なお、軽減措置の対象の財産には、仮装又は隠ぺいされていた財産を含めないこととする。

(注) 上記の改正は、原則として、平成6年1月1日以後の相続から適用する。

## 三 課税の適正・公平の確保

- 1 公益法人等に対する課税の適正化

公益法人等の寄付金の損金算入限度額を所得の100分の27（現行100分の30）に引き下げる（学校法人等及び社会福祉法人については、従来どおり、所得の100分の50と年200万円のいずれか多い金額とする）。

- 2 交際費課税の見直し

資本金5,000万円以下の法人の交際費について、現行の定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、100分の10相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。

- 3 用途不明金に対する課税

法人の用途不明金に対しては、通常の法人税課税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。

(注) 上記の改正は、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間の用途不明金について適用する。

◎ 法人特別税及び普通乗用自動車に係る消費税の税率の特例措置を期限の到来とともに廃止する。

## 婦人部会と合同で料理講習会を

青年部会 幹事 貝 瀬 緑

せんせいは厳しい  
それよりも回りを囲んだ  
ご婦人の目がこわい



2月25日、婦人部会、青年部会合同で町田市公民館3階実習室において、(有)コンセプト企画社長で「旬」の経営者でもある熊澤青年部会員を講師とした料理実習が開催されました。

白だしの作り方から始まって、炊き込み御飯、てんぷら、うどんと盛りだくさんな実習内容でした。

白だしは、関西風で昆布、いりこ、混合ぶし、花かつおと材料をふんだんに使った上品で風味のある絶品でした。たっぷり作って容器で保存できるという事なので、私も翌日早速作ってペットボトル数本に保存しています。

炊き込み御飯は、国産米、カリフォルニア米、タイ米の三種で炊き比べをし、お米の性質、とぎ方の実習をしました。

具の下ごしらえでは、危ない手つきで包丁を握る青年部会員も、料理歴何十年というベテラン揃いの婦人部会のやさしい奥様方が、手とり足とり手解きをして下さるので、可愛いエプロン姿で大張りきりでした。

てんぷらは、材料の切り方揚げ方を、プロ

ならではの調理方法で教えていただき、手打ちうどんは、熊澤講師自ら、団子作り、足ふみの実演をしてくださいましたが、汗だくになりながらも間髪を入れずのジョークで、会場内は笑い声が絶えませんでした。丹念にこねる事によって、こしのある、滑らかなうどんができあがるそうです。

お待ちかねの試食会では、料理の出来不出来は様々でしたが、誰でも自分で作った作品には愛着があります。三橋青年部会長が自作のサッカーボール程あるグロテスクなかけ揚げを美味しそうに食べていたのが印象的でした。

(有)煎茶屋社長村松部会員による、お茶の話を聞きながら、わきあいあいとした楽しい会食をし、残った白だしやお料理は、堤婦人部会長のお取り計らいで各自持ちかえる事もできました。

実習に参加された方は、より一層腕に磨きがかかった事と思います。また、青年部会員は、日頃の感謝をこめ「男の料理」を愛妻に振舞ってみてはいかがでしょうか。

## 見学研修会で昔を知って今を知る

婦人部会 会計 土方 いよ子

立春が過ぎた2月8日に青年部会、婦人部会合同の見学研修会を行いました。当日は会員84名の参加を得まして、バス2台でツアーの出発となりました。バスの中では、町田税務署副署長様、藤田統括官様、根本上席指導官様の御紹介や御挨拶があり、税金クイズでなごやかな内に、見学の第一目的地の新東京郵便局に到着、この地は東京ドームの6倍の広さの中で、日本一と云われる新しい郵便輸送の拠点となる局舎設備でした。郵送と小包の物流システムをまのあたりに見学してこれ程迄のオートメ化に驚きました。この様な所には、個人では中々行かれません。本日の青年部会の企画を感謝致します。

やがて昼食時間となり「ちゃんこ鍋」を囲んで会員相互の親睦が、飲む程に、語る程に、深められてゆく様でした。続いて江戸東京博物館の見学でした。近代建築の粋を集められたと云うビルの中には江戸の歴史が並べられ



皆さん、どうもお疲れさん。ご馳走が待ち遠しい。ておりましたが、この文化の体験は少々退屈を感じました。でも快適なビルの空間に心安らぎました。次に、タキナミグラス工房の見学です。歴史あるガラス工場の設備があり、又美しいガラス工芸品の数々を楽しみながら静かな刻を過しました。やがて私達は抱えきれない程のお土産と笑顔を持って車中の人となり、一路家路をたどりました。帰りのベイブリッジよりの街の灯と、星の美しさは、いつ迄も忘れる事のない素晴らしい一日でした。

## 新年会に参加して

1月14日、東京トロン保健センターにて、初めての新年会。こんなに和気あいあいで、楽しいものだったとは驚きの連続でした。

税務署の方々からのいつものむずかしい問題に悩んだり、カラーコーディネートの中には、自分の合う色は何かしら?…美智子皇后の色よとか雅子妃殿下の色よなどと自分勝手な発言に大笑いしたりもしました。

婦人部会 大塚 京子

そして、トロンさんのおいしいお料理に舌づつみを打ち、お上手なカラオケや井之上さんのすばらしい踊りなど、こんな雰囲気の中での皆様との語らいに日頃の多忙から解放され思わず笑顔、笑顔の1日でした。

堤部会長様他役員の方々の暖かいお心が、伝わってくる楽しい新年会をどうもありがとうございました。

# 委員会 より お知らせ

## 新春ボーリング大会に78名が参加

今迄福利厚生と言っても、自分の病気とかケガの為の万が一の保険制度普及と言う事が厚生委員会の主な仕事であり、又これからも一生懸命取り組んでいくつもりでおりますが、健康増進とストレス解消と言う事は、これからの複雑な時代には特に重要な事ではないかと私はかねてより考えて居りました。

手軽で経費もそれ程かけず行えるスポーツ「ボーリング」と言う事に話がまとまりまして会員の皆様に募集をかけましたところ、78

厚生委員長 加藤 史朗  
名の参加を頂き、盛大に去る1月18日千寿閣において、午後6:30のスタートをもって行わせて頂きました。

今回が初めての催し物ではありましたが、続けて来年も行いたいと思いますので、どうか是非その節には参加をお願いしたいと思います。又この初めての行事に際しまして、税務署、役員のご協力に対しこの紙面をかりまして心より御礼申し上げます。



写真・左 和やかに、朗らかに  
新春第1投はストライク!

いい汗を流して、では乾杯を



見事優勝! 中道優子さん(有サンファーマ)



# 委員会よりお知らせ

## 平成6年度税制改正政府の基本方針決まる

税制委員長 野川 清

### 相続税—— 税率区分の見直しなどで 負担軽減へ

政府は、さる2月18日の閣議で平成6年度の税制改正の要綱を決定しました。  
主な内容は次のとおりです。

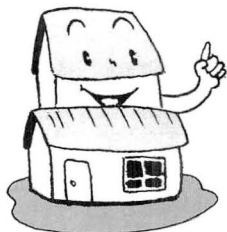


#### 国税関係

| 税目および項目     | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                   | 改 正 案                                                                         | 備 考                                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所得税<br>所得減税 | ——                                                                                                                                                                                                                                                    | 94年分の所得税を一律20%の定率税額控除方式により減税。94年度分の住民税についても同様。所得税は納税者一人当たり200万円、住民税は同20万円が上限。 | 給与所得者の場合、1～6月分は夏の賞与や6月の給与で、7～12月分は年末調整で還付される。                                                                     |
| 居住用財産の買換え特例 | 個人が、平成5年4月1日から平成7年3月31日までの間に以下の条件を満たして買換えを行う場合、譲渡・買換え資産の譲渡益に対する課税が繰り延べられる。<br>(ア) 譲渡・買換え資産のうち土地評価額について国土利用計画法の勧告等を受けていない<br>(イ) 居住期間が10年以上（所有期間が10年超）<br>(ウ) 譲渡価額が1億円以下<br>(ロ) 購入する建物の床面積が50㎡以上～240㎡以下、かつ土地の面積が500㎡以下。また、購入する建物か既存のマンションの場合、築年数が20年以内 | (ウ)の譲渡価額要件が1億円から2億円に上げられる。(平成6年1月1日から適用)                                      | 昭和63年に原則廃止され、平成5年4月1日に復活された制度で、適用範囲の拡大により住宅売買を増加させ、もって景気の回復を図ることを主旨としている。                                         |
| 住宅取得等特別控除   | 所得要件として給与所得控除後の所得金額が2000万円以下の場合に適用。                                                                                                                                                                                                                   | 同3000万円以下に対象範囲を拡大。(平成6年1月1日より適用)                                              | 借入金の一定割合が所得税から最高160万円税額控除（6年間の合計）できるもので適用条件として、左記の所得要件の他、<br>・中古住宅の場合、耐火建築物は築20年以内（その他は10年以内）<br>・最低床面積50㎡以上等がある。 |



| 税目および項目                                   | 現 行                                                                                         | 改 正 案                                                                                                                                                          | 備 考                                                                                     |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地価税<br>非課税・軽減特例                           | —                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の都市計画駐車場用地は非課税（創設）</li> <li>公開空地や工場内緑地は評価額を2/3に軽減（創設）</li> </ul>                                                      | 平成6年分以降の地価税について適用。                                                                      |
| 法人税<br>公益法人等の寄付金課税                        | 損金算入限度額……所得金額の30%                                                                           | 同……所得金額の27%                                                                                                                                                    | 学校法人、社会福祉法人の非課税限度額（所得金額の50%）については据置き。                                                   |
| 交際費課税                                     | 損金算入限度額<br>資本金1000万円以下の法人…400万円<br>資本金1000万円超5000万円以下の法人…300万円                              | 定額控除額以下の部分の10%相当額を損金不算入とする。<br>（定額控除を超える部分は、従来どおり全額損金不算入）                                                                                                      | 中小法人に対する政策的配慮から設けられている措置を一部圧縮。                                                          |
| 使途不明金課税                                   | 法人の支出する使途不明金については全額損金不算入。通常の法人税を課税。                                                         | 使途不明金に対して、通常の法人税に加え、40%の法人税を追加課税。                                                                                                                              | 法人が平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に支出する使途不明金について適用。                                             |
| 法人特別税                                     | 法人税額400万円超の部分に対し2.5%を追加課税。                                                                  | 廃止                                                                                                                                                             | 湾岸戦争の日本側負担分の調達のため法人臨時特別税を延長する形で設けられていたが、期限の到来（平成4年4月1日～平成6年3月31日）のため廃止。                 |
| 優良住宅地造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例（個人を含む） | <ul style="list-style-type: none"> <li>3大都市圏の市街化区域内の優良住宅地の面積要件として1000㎡以上。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>3大都市圏の市街化区域内の優良住宅地の面積要件を500㎡以上に引下げ</li> <li>市街化区域内の優良建築物建設のためを追加…500㎡以上。</li> <li>都市計画区域の団地造成のためを追加…1000㎡以上。</li> </ul> | 長期保有地（5年超）の譲渡益に対しては、通常、法人は10%、個人は20%の追加課税が行われるが、一定の要件の下、これが除外される。平成6年1月1日以後に行う土地譲渡から適用。 |
| みなし配当                                     | 法人が利益を留保し（利益積立金）後日、それを資本組入れた場合は、その組入れた部分は配当として課税される。                                        | 有限会社から支払いを受けるべき利益の配当を、一定の要件の下に、当該有限会社の資本の増加に係る出資の払込に充てた場合には、当該出資の払込に充てた利益の配当の額のうち有限会社法第9条に規定する最低資本金の額に達するまでの部分に相当する金額に係る配当所得については、所得税を課さない。                    | 平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に支払いを受けるべき配当に適用。                                                 |
|                                           | 利益による株式の消却において、消却株式に対応する資本の金額のうち消却されなかった株式に対応する部分の金額については、所得税の源泉徴収を適用する。                    | 同<br>所得税の源泉徴収を適用しない。                                                                                                                                           | 平成6年4月1日以後に株式の消却が行われた場合に適用。                                                             |
| 相続税・贈与税<br>住宅取得資金にかかる贈与税の特例               | (ア) 特例計算限度額 500万円<br>(イ) 住宅の床面積 200㎡以下<br>(ウ) 耐火建築物以外の建物の築年数 10年以内<br>(エ) 適用対象者の所得 1,000万以下 | (ア) 同 1,000万円<br>(イ) 同 240㎡以下<br>(ウ) 同 15年以内<br>(エ) 同 1,200万円以下<br>としたうえ適用期限を平成7年12月31日まで2年延長。                                                                 | 個人が父母等から住宅資金の贈与を受けたとき住宅取得資金の一定額部分について5分5乗方式によって贈与税額を計算することができるもの。平成6年1月1日から適用。          |

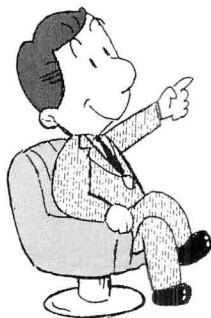


| 税目および項目                                     | 現 行                                                                                                                                                                                                                             | 改 正 案                                                                                                                                               | 備 考                                                                                                                              |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相続税の税率                                      | 税率<br>700万円以下の金額 10%<br>1400万円 // 15%<br>2500万円 // 20%<br>4000万円 // 25%<br>6500万円 // 30%<br>1億円 // 35%<br>1億5000万円 // 40%<br>2億円 // 45%<br>2億7000万円 // 50%<br>3億5000万円 // 55%<br>4億5000万円 // 60%<br>10億円 // 65%<br>10億円超の金額 70% | 税率<br>800万円以下の金額 10%<br>1600万円 // 15%<br>3000万円 // 20%<br>5000万円 // 25%<br>1億円 // 30%<br>2億円 // 40%<br>4億円 // 50%<br>20億円 // 60%<br>20億円超の金額 // 70% | 税率区分の簡素化（13段階→9段階）により相続税を軽減。平成6年1月1日以後の相続から適用。                                                                                   |
| 課税最低限                                       | 定額控除 4800万円<br>法定相続人比例控除 950万円<br>配偶者控除（最低保障額） 8000万円                                                                                                                                                                           | 同 5000万円<br>同 1000万円<br>同 1億6000万円                                                                                                                  | 平成6年1月1日以後の相続から適用。                                                                                                               |
| 小規模宅地についての相続税の課税の特例                         | 減額割合<br>・居住用 60%<br>・事業用 70%                                                                                                                                                                                                    | 同<br>・居住用<br>①被相続人が居住の用に供していた家屋に同居していた親族が引き続き居住している場合 80%<br>②①以外の場合 50%<br>・事業用<br>①被相続人が営んでいた事業を引き続き営んでいる場合 80%<br>②①以外の場合 50%                    | 個人が相続により取得した財産のうち、相続開始直前に被相続人が被相続人と生計を一にしていた親族の居住用または事業用に供されていた宅地等がある場合にはこれらの宅地等の200㎡までの部分については評価額が減額される。原則として平成6年1月1日以後の相続から適用。 |
| 相続税の物納の拡充                                   | 延納選択の後、物納に変更することはできない。                                                                                                                                                                                                          | 以下の条件の下で延納から物納への納税方法の変更が認められる。<br>(ア) 昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に開始した相続。<br>(イ) 相続財産が土地等                                                             | 申請期間は平成6年4月1日から平成6年9月30日までの半年間。この間納税者について1回限り申請が可能。                                                                              |
| 登録免許税<br>土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについての課税標準 | 固定資産税台帳の登録価格（=100分の100）                                                                                                                                                                                                         | 同 …100分の50                                                                                                                                          | 固定資産税評価額の引上げに伴う平成6年4月1日から平成9年3月31日までの間の措置。平成6年4月1日から平成8年3月31日までは、調整割合を100分の40とする経過措置あり。                                          |
| 消費税<br>普通乗用車の割増税率                           | 税率 …4.5%                                                                                                                                                                                                                        | 同 …3%                                                                                                                                               | 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの時限立法の期限到来により廃止。                                                                                            |
| 酒税                                          | 清酒133,700円からその他の雑酒85,000円まで12種類に分け課税（いずれも1kg当たり）                                                                                                                                                                                | 同140,500円から同98,600円にそれぞれ引上げ（詳細略）                                                                                                                    | 酒類間の課税額格差是正のため改正。ビール大瓶1本当たり9円増税。                                                                                                 |

## 地方税関係

|                   |              |        |                                         |
|-------------------|--------------|--------|-----------------------------------------|
| 個人住民税<br>扶養控除の引上げ | 特定扶養控除額 36万円 | 同 39万円 | 年齢16～22歳の者の場合に適用。通常は31万円。平成6年6月徴収分から適用。 |
|-------------------|--------------|--------|-----------------------------------------|

| 税目および項目                                   | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備 考                                                                                   |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人住民税<br>均等割の税率の引上げ                       | 道府県民税<br>法人等の資本等 標準税率<br>の金額の区分 (年額)<br>・50億円を超えるもの 75万円<br>・10億円を超え50億円 50万円<br>以下のもの<br>・1億円を超え10億円 10万円<br>以下のもの<br>・1千万円を超え1億 3万円<br>円以下のもの<br>・1千万円以下のもの 1万円                                                                                                    | 同 同<br>同 同<br>同 同                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成6年4月1日以降に終了する事業年度（予定中間申告にあったては平成6年4月1日以降に申告期限が到来するもの）または同日以降の期間について均等割のみ課される法人等に適用。 |
|                                           | 市町村民税<br>法人等の資本等 市町村内の標準税率<br>の金額の区分 従業者数 (年額)<br>・50億円を超えるもの 50人超 300万円<br>50人以下 40万円<br>・10億円を超え50億円 50人超 175万円<br>以下のもの 50人以下 40万円<br>・1億円を超え10億円 50人超 40万円<br>以下のもの 50人以下 15万円<br>・1千万円を超え1億 50人超 15万円<br>円以下のもの 50人以下 12万円<br>・1千万円以下のもの 50人超 12万円<br>50人以下 4万円 | 同 同 同<br>同 同 同<br>同 同 同                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                       |
| 事業税<br>マスコミ関連                             | マスコミ等7事業で非課税事業を行う法人及び個人は、その非課税事業にかかる所得金額から以下のいずれか多い額を控除する。<br>・その2分の1に相当する額<br>・年350万円                                                                                                                                                                               | マスコミ等7事業にかかる左記の特例措置は、4年間に限り通常の方法により算定した所得から<br>・下記の割合を乗じて計算した額 ・年350万円<br>のいずれか多い額を控除した金額を課税標準とする経過措置を講じたうえ、廃止する。<br>課税対象期間 割合<br>・平成6年4月1日から平成7年3月31日 までの間に開始する事業年度(個人は暦年以下同) (7分の3)<br>・平成7年4月1日から平成8年3月31日 までの間に開始する事業年度( // ) (7分の3)<br>・平成8年4月1日から平成9年3月31日 までの間に開始する事業年度( // ) (3分の1)<br>・平成9年4月1日から平成10年3月31日 までの間に開始する事業年度( // ) (4分の1)<br>・平成10年4月1日から平成11年3月31日 までの間に開始する事業年度( // ) (6分の1)<br>・平成11年4月1日から平成12年3月31日 までの間に開始する事業年度( // ) (8分の1)<br>※( // )内の割合は前事業年度の所得を超える部分についての割合を示す。 |                                                                                       |
| 固定資産税、都市計画税<br>信用金庫、信金連、信用協同組合、労働金庫の非課税措置 | 信金、労金等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫にかかる固定資産税及び都市計画税は非課税                                                                                                                                                                                                                        | 非課税措置を廃止し、課税標準を価格の2分の1に引上げる。経過措置あり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 平成6年度から毎年10分の1ずつ課税比率を高め、平成10年度(一定規模未満は14年度)に2分の1となる。                                  |
| ミニ特別土地保有税                                 | ・昭和63年4月1日～平成6年3月31日に取得した土地<br>(ア)都の特別区及び政令指定都市の区 200㎡以上<br>(イ)その他の市 330㎡以上<br>・昭和57年4月1日～昭和63年3月31日に取得した土地<br>(ア)都の特別区及び政令指定都市の区 300㎡以上<br>(イ)その他の市 500㎡以上                                                                                                          | 取得時期要件を平成6年3月31日から5年3月31日に短縮。(繰上げ)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 土地取得にかかるミニ特別土地保有税の廃止。                                                                 |
| 不動産取得税<br>課税標準                            | 固定資産課税台帳の登録価格                                                                                                                                                                                                                                                        | 宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合、課税標準は価格の2分の1、平成7年～8年に行われた場合、同3分の2。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 固定資産税評価額の引上げに伴う措置。                                                                    |



## 土地評価額のアップで 減額特例措置を拡充 ——負担軽減調整措置も



平成6年度は固定資産税評価替えの年です。土地と家屋の価格（評価額）は、3年ごとに評価替えが行われ、原則として3年間据えおかれます。課税のもとになる固定資産の価格は、自治大臣が定めた固定資産評価基準によって評価、決定され、固定資産課税台帳に登録されます。

今回の土地の評価替えにあたっては、公的土地評価について、相互の均衡と適正化が図られるよう努めるという土地基本法第16条の趣旨等を踏まえ、宅地については地価公示価格の7割程度を目標に、評価の均衡化・適正化が図られることになっています。

評価替えに先行して、平成5年度税制改正で、土地の評価の上昇が固定資産税および同税の価格を課税標準とする都市計画税の急激な税負担の増加につながらないように、特例措置の拡充や負担調整措置等が決定しています。

主な内容について紹介することにしましょう。

### 1. 住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充

- ①一般住宅用地＝価格の3分の1(改正前同2分の1)  
※住宅の床面積の10倍までが対象
- ②小規模住宅用地＝価格の6分の1(改正前同4分の1)  
※一般住宅用地のうち200平方メートルまでの部分が対象

### 2. 住宅用地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の新設

- ①一般住宅用地＝価格の3分の2  
※対象面積は前記1①に同じ
- ②小規模住宅用地＝価格の3分の1  
※対象面積は前記1②に同じ

### 3. 評価の上昇割合の高い宅地に係る固定資産税および都市計画税の課税標準の特例措置の新設 (平成6年度から同8年度までの3年間)

- ①評価の上昇割合の高い宅地＝1.8倍を超え、4倍以下の場合＝価格の4分の3
- ②評価の上昇割合の著しく高い宅地＝4倍を超え7.5倍以下の場合＝価格の3分の2
- ③評価の上昇割合のさらに著しく高い宅地＝7.5倍を超える場合＝価格の2分の1
  - ※1 宅地には住宅用地のほか、事務所・工場等の事業用建物の敷地も含まれます。
  - ※2 住宅用地については、前記1、2の課税標準の特例措置適用後の上昇率によります。

### ■ 固定資産税の税額計算のしくみ

免税点：土地30万円、家屋20万円  
(償却資産150万円)

$$\text{課税標準 (固定資産の価格)} \times 1.4\% (\text{税率}) = \text{税額}$$

### ■ 都市計画税の税額計算のしくみ

免税点：土地30万円、家屋20万円

$$\text{課税標準 (固定資産の価格)} \times 0.3\% (\text{税率}) = \text{税額}$$

(23区内の場合)

※1 23区内の都市計画税については、都税条例により、住宅用地のうち200㎡までの部分（小規模住宅用地）に対する税額が、5年度までの各年度と同様、6年度以降の3年間についても2分の1になる軽減措置がとられる予定です。

※2 都内各市町村の都市計画税率は、別表を参照。

## 4. よりなだらかな負担調整措置の新設 (平成6年度から同8年度までの3年間)

宅地に係る各年度分の固定資産税および都市計画税については、平成6年度評価額（住宅用地に係る課税標準の特例措置または評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の適

用がある場合は、これらの特例措置を適用後の額）の平成5年度課税標準額に対する上昇率に応じ、宅地の用途に従い、左の表に掲げる負担調整率を毎年度、前年度の税額に乗じて得た額を限度とすることとされました。

## 5. 家屋の評価の見直し

家屋の評価について耐用年数の見直しが行われることとなり、在来分家屋については、評価額が3%引き下げられることになりました。

### 〈耐用年数の短縮代表例〉

| 種 別        | 改正前               | 改正後               |
|------------|-------------------|-------------------|
| 木造住宅       | 24 <sup>(年)</sup> | 20 <sup>(年)</sup> |
| 同          | 32                | 25                |
| 非木造住宅・アパート | 70                | 60                |
| 同 事務所      | 50                | 45                |
| 同 工場       | 40                | 35                |

| 区分    | 上 昇 率             | 負担調整率 |
|-------|-------------------|-------|
| 住宅用地  | 1.8倍以下のもの         | 1.05  |
|       | 1.8倍を超え、2.4倍以下のもの | 1.075 |
|       | 2.4倍を超え、3倍以下のもの   | 1.1   |
|       | 3倍を超え、5倍以下のもの     | 1.15  |
|       | 5倍を超えるもの          | 1.2   |
| 非住宅用地 | 1.8倍以下のもの         | 1.05  |
|       | 1.8倍を超え、2.4倍以下のもの | 1.075 |
|       | 2.4倍を超え、3倍以下のもの   | 1.1   |
|       | 3倍を超え5倍以下のもの      | 1.15  |
|       | 5倍を超え9倍以下のもの      | 1.2   |
|       | 9倍を超えるもの          | 1.25  |

### 都内区市町村別 都市計画税率一覽

| 区市町村名 | 税率(%) | 区市町村名 | 税率(%) | 区市町村名 | 税率(%) | 区市町村名 | 税率(%) | 区市町村名         | 税率(%) |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|
| 23区内  | 0.3   | 昭島市   | 0.25  | 国分寺市  | 0.27  | 清瀬市   | 0.26  | 瑞穂町           | 0.27  |
| 八王子市  | 0.25  | 調布市   | 0.27  | 国立市   | 0.27  | 東久留米市 | 0.27  | 日の出町          | 0.28  |
| 立川市   | 0.24  | 町田市   | 0.25  | 田無市   | 0.27  | 武蔵村山市 | 0.26  | 五日市町          | 0.28  |
| 武蔵野市  | 0.22  | 小金井市  | 0.25  | 保谷市   | 0.22  | 多摩市   | 0.25  | 奥多摩町          | —     |
| 三鷹市   | 0.24  | 小平市   | 0.27  | 福生市   | 0.25  | 稲城市   | 0.27  | 檜原村           | —     |
| 青梅市   | 0.25  | 日野市   | 0.25  | 狛江市   | 0.255 | 秋川市   | 0.27  | (平成5年12月1日現在) |       |
| 府中市   | 0.25  | 東村山市  | 0.27  | 東大和市  | 0.26  | 羽村市   | 0.25  |               |       |

## 短歌 俳句欄

### 短歌

(株)久美堂 井之上久子

「文化の日」吾子を亡くせる因縁か

われは文化の書店をなせり

生かされるこの世の使命に謝しながら

書店の道を夫と歩めり

(株)飯田機械産業 飯田 重利

飛行機を乗り替へつぎで巡り行く

イスラムの島ヒンズーの島

並び建つ七重九重のヒンズー塔

草葺にして深きおもむき

### 俳句

(株)宝栄堂 三橋 國民

原町田勝楽寺住職三月一日遷化す

入寂の頬に映りし蘭の白

(株)日経コンサルタント 丸山 藤夫

雪化粧川原の石や繭に似て

雑踏の中に我あり初詣

(有)アローエンタープライズ 矢沢 武

中国玉佛寺にて

うらら日や佛に官能ゆすぶらる

春暁の大樹囲んで竜行剣

(株)三興 洪谷 清

春時雨すぎ雨だれの音のこす

鶯に昼まへだけの終へ仕事

(有)加藤電機 加藤美恵子

午後寒し白菜ついでむ鳥の群

障子開けのどごし温し雪見酒

(株)町田電子計算センター 土方いよ子

桃咲けり思はぬ人の便りくる

林檎むきゆるりと主張くり返す

丸昭シルク(株) 堀内 判子

冬眠を忘れし狸夜ごとくる

梅園のふえのうぐいす風少し

(株)堤ビル 堤 敏子

大道芸 ひととき群れて春寒し

行商の荷より白魚の目の清し

産声の高さがほどく寒の梅

(株)昌電舎 佐瀬さち子

雛あられポリッと喰んでもみじの手

春光や動かぬ雲に向いあふ

多くの会員の方のご投稿をお待ちしています。

係

## 《外国産米の炊き方》は？

外国産米が出回っています。おいしく食べられるかどうか、気になるところですが、おいしく炊く方法を、法人会員の原町田のあるお米屋さんにおアドバイスをもらいました。

### 工夫・その1

**炊飯時に油分を添加**して食べやすくする

アメリカ産米は、日本の米に比べ **脂質が1/4くらい** しかなく、炊きあげたときの滑らかさ、口当たりの良さが不足する。

そこでサラダ油等を3～4滴たらして炊いてみるとよい。

### 工夫・その2

**浸す時間は1時間半～2時間**にして水分率を上げる

外国産米は、日本の米に比べ水分が2～3%少ないので、1時間半～2時間も浸せば日本の米と同じ水分率になる。

### 工夫・その3

**米は1割～1割5分少なめ、水は多目に**

炊飯器で炊く場合、外国産米は日本産米より容積重が軽いので、炊き増えがする。従って、国産米より米は少なめに、水は多目にしたほうがよい。

更に、**念押し**の工夫です

その①. 米研ぎを十分に（洗うんじゃない。従来の2～3倍はトグんです）

その②. 水を取り替えてスイッチON

朝寝坊している間にメシを炊こうなんて魂胆は、この際改めることです。こうすれば、浸した水に溶け出した残留農薬もほぼ洗い流すことができるというものです。

◎ においをとる方法としては、備長炭を入れて炊く方法があります。ピンチョー炭は、ウバメガシ白炭のことで鰻の蒲焼きなどに使われているそうです。

◎ ほかに、おいしい御飯の炊き方に、塩を少し入れる。あるいは酒を少し入れるなど。詳しくは、近くのお米屋さんにお尋ねください。



法人会のシンボルマークです。  
カラーはマリンブルー。

社 団 法 人 町田法人会会報 第47号

発 行 年 月 日 平成6年4月15日

発 行 所 社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3丁目4番4号

TEL 0427 (26) 2453 FAX 0427 (24) 5853

発行人 社団法人 町田法人会会長 石井 儀一

編集人 社団法人 町田法人会 広報委員会

会社を厚く守ります。

社員を



今、一番恐れられている  
〈がん〉を厚く保障する、  
時代が求めた保険です。

- 法人会会員は集团扱いとなり、保険料が割安になります。
- 法人が負担した保険料は一定の範囲で損金扱いとなります。
- 保険料は契約時の年齢で決まりますので早めのご契約をおすすめします。

— 安心は、定期検診 がん保険 —

法人会厚生制度  
総合保障型  
**スーパーがん保険**

〈がん〉を克服し、生きるための保障が充実。(ご契約1口につき/ご本人の場合)

|         |                                |       |                                                          |
|---------|--------------------------------|-------|----------------------------------------------------------|
| 診断給付金   | 一時金として <b>100</b> 万円           | 通院給付金 | 1日につき <b>5</b> 千円                                        |
| 入院給付金   | <b>無制限</b> 1日につき <b>1万5</b> 千円 | 死亡保険金 | <b>150</b> 万円                                            |
| 在宅療養給付金 | <b>無制限</b> 1退院につき <b>20</b> 万円 | 月払保険料 | 30歳・個人契約の場合 <b>1,480</b> 円<br>30歳・家族契約の場合 <b>2,060</b> 円 |

※1人通算4口までご契約になれます。(65歳以上の方は3口までです) ※診断給付金、通院給付金、死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

●引受保険会社



アメリカンファミリー生命保険会社  
アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オフ コロラド

〒163-04 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル12F ☎03(3344)2701(代)

●お問い合わせは

八王子支社 ☎0426(44)0371

〒192 八王子東町9-10安田生命八王子ビル4F

**\* 私たち担当推進員がお伺いたします。\***

石沢 友子 石橋 保実 伊藤 光代 小笠原 宣文  
岸野 みさを 斉藤 敏江 田川 哲嗣 山崎 宣夫 (50音順)